

公示送達書

一宮市告示第 482 号  
令和 7 年 10 月 10 日

一宮市長 中野 正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

| 送達する書類名   |                   | 差押調書（謄本）、交付要求通知書 |       |
|-----------|-------------------|------------------|-------|
| 送達を受けるべき者 | 住（居）所             |                  | 氏 名   |
|           | 愛知県一宮市富田 2 4 5 番地 |                  | 南條 康生 |
|           | 以 下 余 白           |                  |       |
|           |                   |                  |       |
|           |                   |                  |       |
|           |                   |                  |       |
|           |                   |                  |       |
|           |                   |                  |       |
|           |                   |                  |       |
|           |                   |                  |       |

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。